

技術的要素等評価項目表

[特定公契約用]

分類	評価項目	必須:○ 任意:●	評価内容	評価基準	配点	最高得点
	1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	○	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	・登録あり ・登録なし	20 0	20
	2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	○	① なら女性活躍推進俱乐部登録の有無 (1、2-②、及び2-③に該当する場合、重複しての加算はありません) ② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無 (1の登録において申請時の取組内容(※1)が女性活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合は、重複しての加算はありません) ③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無(※2) (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が本評価内容に係るもののみである場合、及び2-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	・登録あり ・登録なし ・認定あり ・認定なし ・策定あり ・策定なし	10 0 20 0 10 0	20
1 社会的評価 1-①【標準配点コース】 ※ 1-①又は1-②のいずれか1つのコースにより評価	3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	○	① 雇用人数 (a) 法定事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)の場合、 労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較 (b) その他の事業者(常用雇用労働者数40.0人未満)の場合、 障害者雇用の有無 ② 障害者職場実習の受入実績の有無(※3) (1回あたりの実施回数が3日以上の職場実習受入実績の有無) ③ 障害者就労施設等(※4)への物品調達、業務委託等の発注実績の有無(年間10万円以上の発注実績の有無)	・雇用率が3.8%以上 ・不足人數なし ・不足人數あり ・障害者の雇用あり ・障害者の雇用なし ・実績あり ・実績なし ・実績あり ・実績なし	20 10 0 20 0 10 0 10 0	20
	4 保護観察対象者等の雇用の状況	○	① 協力雇用主登録の有無 (4-②に該当する場合、重複しての加算はありません) ② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	・登録あり ・登録なし ・雇用あり ・雇用なし	2 0 20 0	20
	5 環境に配慮した事業活動の状況	○	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無	・登録又は認証あり ・登録又は認証なし	20 0	20
	6 人権意識の向上に係る取組の状況	○	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無(※5) (当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、1の登録において、申請時の取組内容(※1)がハラスメント対策に係るもののみである場合は、重複しての加算はありません)	・実施あり ・実施なし	20 0	20
	7 公契約条例違反の有無	○	公契約条例違反による過料もしくは入札参加停止の件数 ▲20×回数(上限▲120)	・違反あり ・違反なし	▲20~ ▲120 0	0
				合計(最高得点)		(120)
1 社会的評価 1-②【総合力評価コース】 ※ 1-①又は1-②のいずれか1つのコースにより評価	8 奈良県SDGs企業認証の有無	○	スタンダード認証又はアドバンス認証の有無 ただし、「労働環境の整備」及び「雇用機会の拡充」について、下記に定める事項の各1つ以上の取組をしている場合に限る。 指定条件①「労働環境の整備」の取組(次のうち1つ以上)(※6) -1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録 <入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合> -2 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定 <入札公告日又は募集開始日の前日までに認定のある場合> -3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定(※2) <入札公告日又は募集開始日の前日までに策定のある場合> 指定条件②「雇用機会の拡充」の取組(次のうち1つ以上)(※6) -1 障害者雇用率[法定事業者]法定雇用率以上 [その他事業者]障害者の雇用あり -2 更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法第85条の更生緊急保護中の者の雇用 <入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無>	スタンダード認証又はアドバンス認証の取得あり <入札公告日又は募集開始日の前日までに認証のある場合> かつ 指定条件①及び指定条件②の取組あり	120	120
	9 公契約条例違反の有無	○	公契約条例違反による過料もしくは入札参加停止の件数 ▲20×回数(上限▲120)	・違反あり ・違反なし	▲20~ ▲120 0	0
				(小計)		(120)
2 業務実績	10 契約実績	●	この公告日から過去5年間において、入札公告第3(12)②を対象とし入札公告第3(12)③における項目を継続して履行した実績における委託業務の組み合わせにより評価(配点)する。 契約実績における委託業務の組み合わせは、契約実績A、B、C、D、Eからなる。 【契約実績A】入札公告第3(12)③(ア) 【契約実績B】入札公告第3(12)③(イ) 【契約実績C】入札公告第3(12)③(ウ) 【契約実績D】入札公告第3(12)③(エ) 【契約実績E】入札公告第3(12)③(オ)	契約実績A、B、C、Dが含まれている契約が1件且つ、契約実績Eの契約が2件以上ある場合 契約実績A、B、C、Dが含まれている契約が1件且つ、契約実績Eの契約が1件ある場合 契約実績A、B、Cが含まれている契約が1件且つ、契約実績Eの契約が1件ある場合 契約実績A、Bが含まれている契約が1件且つ、契約実績Eの契約が1件ある場合 契約実績Aの契約が1件且つ、契約実績Eの契約が1件ある場合	100 80 60 40 30 10	100 80 60 100 30 10
				(小計)		(100)
				(合計)		(220)

- (※1)申請時の取組内容については人材・雇用政策課に確認
(申請時の取組内容には、労働関係法令の遵守を含まない)
- (※2)・計画期間が満了していない行動計画に限る。
・一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常用雇用労働者数が100人以下の事業主)を対象とする。
- (※3)以下の場合を対象とする。
① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業(就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合
② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合
- (※4)① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等
ア 障害者支援施設
イ 地域活動支援センター
ウ 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
カ 施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
キ 在宅就業障害者
ク 在宅就業支援団体
② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行なう共同受注窓口としての機能を有する者
- (※5)当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。
① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合
* 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。
* その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。
- <人権問題テーマの例示> ※奈良県人権施策に関する基本計画より
-部落差別の解消
-女性の人権
-子どもの人権
-高齢者の人権
-障害のある人の人権
-生活困窮にある人の人権
-ひきこもり状態にある人の人権
-性的マイナリティの人権
-ハンセン病患者等の人権
-刑を終えて出所した人の人権
-犯罪被害者等の人権
-アイヌの人々の人権
-外国人の人権
-北朝鮮当局による拉致被害者等の人権
-インターネットによる人権侵害
-ハラスメントに関する人権
-災害時における人権 等
- (※6)
指定条件①及び指定条件②を確認できる書類とは、次のとおり。
指定条件①「労働環境の整備」の取組(次のうち1つ以上)
-1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し(3年毎更新)
-2 えるばし、プラチナえるばし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの
いすれかの認定
-3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定(※2)
:一般事業主行動計画策定期の写し(労働局に届けを行ったもの)
- 指定条件②「雇用機会の拡充」の取組(次のうち1つ以上)
-1 障害者雇用率[法定事業者]法定雇用率以上
:障害者雇用状況報告書直近報告分の写し
(毎年6月1日現在の状況を労働局に報告)
障害者雇用率[その他事業者]障害者の雇用あり
:第1号様式
-2 更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法85条の更生緊急保護中の者の雇用
:第4号様式